



# 国民年金

## こんなとき、届出や申請が必要です

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行ないましょう。

### 加入者の種類

20歳になると、日本国内に住所のある人全てが国民年金に加入しなければなりません。加入者は、保険料の納付方法や給付方法が異なっているため、3種類に分類されます。

#### ■第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生

#### ■第2号被保険者

厚生年金保険加入者、共済組合員、船員

#### ■第3号被保険者

会社員等の第2号被保険者（厚生年金・共済組合の被保険者）に扶養されている配偶者

### 被保険者の資格に関する届出

20歳になったとき・会社を退職したとき・結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき・配偶者の扶養からはずれたとき・年金手帳をなくしたとき

### 保険料に関する届出

口座振替を開始、停止、変更するとき・保険料を納めるのが困難なとき・学生で保険料を納めるのが困難なとき

### 給付に関する届出

65歳になったとき・しょうがいになったとき・死亡したとき

以上に該当する場合は届出や申請が必要です。皆さんの老後だけではなく、加入者が事故や病気などではないでしょうか。届出先は、「役場や社会保険事務所」また、配偶者の勤務先に届出することになります。

詳細は、お気軽にお問い合わせください。  
問合せ・届出先  
国保年金課年金係（早来庁舎）  
住民総合相談室（追分庁舎）

☎ 2512  
☎ 2411

控除証明書をご存知ですか？

## 社会保険料(国民年金保険料)

### 控除証明書が送付されます。

- 控除証明書とは、平成19年中に納付した国民年金保険料の納付を証明する書類です。
- 国民年金保険料を平成19年中に納付した場合、平成19年の年末調整・確定申告の際に社会保険料控除として国民年金保険料が適用されます。
- 平成17年より社会保険控除の適用を受ける場合には、納付したことを証明する書類を申告書に添付することが義務付けられていますので、控除証明書や領収書を大切に保管してください。
- 納付された時期により送付時期が異なりますのでご注意ください。

送付時期	保険料を納付した時期
11月に送付される方	平成19年1月1日～19年10月1日
翌年2月上旬に送付予定	平成19年10月2日～平成19年12月31日

\* 11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。

- 控除証明書についての問合せ（11月1日～3月14日）  
北海道社会保険事務所 ☎ 0570-00-9911（平日9時～17時）